



新生児聴覚検査費用の助成について



新生児聴覚検査とは？

出生後、入院中の赤ちゃんに行う耳の聞こえの検査です。赤ちゃんが眠っている状態で検査します。

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ 1,000 人に 1~2 人といわれています。聞こえにくさは発見が遅れると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きることがあります。

聞こえの障害(聴覚障害)を早期にみつけ、適切な援助を早い段階で受けることで、ことばやコミュニケーションの発達を促すことができます。

<対象者>

検査日に由仁町に住所がある新生児

<対象となる検査>

- ・ 児童聴性脳幹反応検査 (AABR)
- ・ 耳音響放射検査 (OAE)



<検査実施期間>

出産した産院で入院中に行います。検査を受けられない場合は、退院後に検査が受けられる専門医療機関で早めに(おおむね3か月以内)受けてください。

<受診方法>

妊娠後期面接の時に「新生児聴覚検査受診票」を交付します。産院に提出し、出産後、入院中に検査を受けてください。検査結果は産院(医療機関)から保護者へ説明後、町へ報告されます。

<助成額>

5,000 円を上限に助成します。(初回検査のみ対象となります。)

検査した産院(医療機関)に、検査費用から 5,000 円を差し引いた額をお支払いください。

<問い合わせ>

由仁町 保健福祉課 保健予防担当
電話 0123-83-4750

